

広島県告示第四百九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年五月三十一日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社愛・サポートセンター	福山市王子町二丁目一九番一八号	愛・サポートセンター愛・燦燦	福山市王子町二丁目一九番一八号	訪問介護	平成二十二年三月三十一日	
医療法人翠清会	広島市中区昭和町八番二〇号	翠清会梶川病院訪問看護ステーション	広島市中区昭和町一二番一〇号	訪問看護	平成二十二年四月一日	
有限会社たんぽぽ	広島市南区宇品西一丁目二一三〇	たんぽぽ介護サービス	広島市南区宇品西一丁目二一三〇	訪問介護	平成二十二年四月三十一日	
医療法人辰川会	福山市野上町二丁目八番二〇号	ヘルパーサービス山陽	福山市野上町一丁目七番八〇号	訪問介護	平成二十二年四月三十一日	